

# 令和7年石巻市議会第2回臨時会提出議案一覧

## 1 条例議案（4件）

- (1) 第39号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて  
(石巻市市税条例の一部を改正する条例)  
(石巻市都市計画税条例の一部を改正する条例)  
(石巻市市税特別措置条例の一部を改正する条例)

### <改正理由>

「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」及び「離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令」が本年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、各条例の一部を改正したもの。

### <改正内容>

#### (石巻市市税条例の一部を改正する条例)

##### 第18条

公示事項\*をインターネットにより不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項を書面にて掲示場に掲示し、又は電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置くものです。

※公示事項：送達すべき書類を特定するために必要な情報及び氏名等

##### 第18条の3

納税証明事項について、第18条の改正に伴い、文言の整理を行うもの。

##### 第34条の2

控除対象となる大学生年代（19歳以上23歳未満）の子等の所得要件を拡大し、一定の所得を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逡減する仕組みとして、特定親族特別控除を新設するもの。

子等の合計所得金額	控除額
95万円以下	45万円
95万円超123万円以下	3万円～41万円
123万円超	0万円

##### 第36条の2第1項

特定親族特別控除の新設に伴い、公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定を追加するもの。

##### 第36条の2第9項、第51条第2項第1号、第63条の2、第89条第2項第2号、第139条の3、第149条

個人番号等の定義について文言の整理を行うもの。

##### 第36条の3の2第1項

特定親族特別控除の新設に伴い、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項に特定親族（大学生年代（19歳以上23歳未満）の子等）を追加するもの。

#### 第36条の3の3第1項

特定親族特別控除の新設に伴い、公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定等を整理するもの。

#### 第82条

軽自動車税の種別割の税率について、種別割の標準税率の区分の見直しに伴い、原動機付自転車のうち総排気量が125cc以下で最高出力4kW以下の種別割に係る税率区分を新設し、税率を2,000円とするもの。

#### 第89条第2項第5号

原動機付自転車の種別割に係る税率区分の新設に伴い、減免申請書の記載事項に係る規定を整理するほか、文言の整理を行うもの。

#### 第90条

マイナ免許証の運用開始に伴い、身体障害者等の軽自動車税の種別割の減免について、減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定を整備するもの。

#### 附則第10条の2

わがまち特例制度について、法改正に伴い、引用条項を整理するもの。

#### 附則第10条の3

長寿命化に資する大規模改修工事を行ったマンションに対する固定資産税の減額の特例措置について、区分所有者に代わってマンション管理組合の代表者等から必要書類等の提出があり、減免措置の要件に該当する場合には特例を適用することができる規定を新設するほか、条項の整理を行うもの。

#### 附則第16条の2の3

加熱式たばこの課税方式の見直しを令和8年4月1日及び同年10月1日の2段階で実施し、紙巻たばこの税負担の差を解消するもの。

#### 附則

##### 第1条

施行期日を令和7年4月1日とするもの。

##### 第2条

公示送達に関する経過措置について規定するもの。

##### 第3条

市民税に関する経過措置について規定するもの。

##### 第4条

固定資産税に関する経過措置について規定するもの。

##### 第5条

軽自動車税に関する経過措置について規定するもの。

##### 第6条

市たばこ税に関する経過措置について規定するもの。

**(石巻市都市計画税条例の一部を改正する条例)**

附則第6項から附則第8項

わがまち特例制度について、法改正に伴い、引用条項を整理するもの。

附則第9項

改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について、法改正に伴い、引用条項を整理するもの。

附則第20項

読替規定について、法改正に伴い、引用条項を整理するもの。

附則

第1項

施行期日を令和7年4月1日とするもの。

第2項

課税年度の経過措置について規定するもの。

**(石巻市市税特別措置条例の一部を改正する条例)**

第6条

離島地域における固定資産税の課税免除について、法改正に伴い、文言を整理するもの。

第8条

原発立地地域における不均一課税について、法改正に伴い、文言を整理するもの。

附則

第1項

施行期日を令和7年4月1日とするもの。

第2項

課税年度の経過措置について規定するもの。

(2) 第40号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて  
(石巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

<改正理由>

「地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令」が本年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正したもの。

<改正内容>

第2条

次表のとおり令和7年度課税分から国民健康保険税の課税限度額の見直しを行うもの。

区分	改正後	改正前
基礎課税額分（医療分）	<u>66万円</u>	<u>65万円</u>
後期高齢者支援金等分	<u>26万円</u>	<u>24万円</u>
介護納付金分	17万円	17万円
合計	<u>109万円</u>	<u>106万円</u>

第23条

次表のとおり令和7年度課税分から低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しを行うもの。

軽減割合	改正後	改正前
7割軽減	基礎控除額（43万円） +10万円×（給与所得者等の数-1）以下	基礎控除額（43万円） +10万円×（給与所得者等の数-1）以下
5割軽減	43万円+10万円×（給与所得者等の数-1） + <u>30.5万円</u> ×被保険者数	43万円+10万円×（給与所得者等の数-1） + <u>29.5万円</u> ×被保険者数
2割軽減	43万円+10万円×（給与所得者等の数-1） + <u>56万円</u> ×被保険者数	43万円+10万円×（給与所得者等の数-1） + <u>54.5万円</u> ×被保険者数

附則

施行期日を令和7年4月1日とし、改正後の石巻市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するもの。

(3) 第41号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

(東日本大震災に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例)

(東日本大震災に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例)

<改正理由>

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における避難対象者の国民健康保険税及び介護保険料の減免措置に対する国の財政支援が令和8年3月分まで1年間延長されることに伴い、各条例の一部を改正したもの。

<改正内容>

国民健康保険税及び介護保険料の減免措置を次表のとおり改めるもの。

地域区分	地域の内容	所得区分	改正後		改正前	
			減免割合	対象	減免割合	対象
帰還困難区域（下記の区域を除く）	令和7年3月31日に指定が解除された帰還困難区域	—	全部	令和8年3月分まで	全部	
		上位所得層以外		令和7年9月分まで		
旧避難指示区域等※	平成27年に指定が解除された区域	上位所得層以外	無し		2分の1	令和7年3月分まで
	平成28年に指定が解除された区域		2分の1			
	平成29年から令和3年度までに指定が解除された区域		全部	令和8年3月分まで	全部	
	令和4年度及び令和5年4月1日に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域	全部	令和8年3月分まで	全部		
	令和5年4月2日以降の令和5年度中に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域	上位所得層以外	無し			
		上位所得層	無し			

※ 旧避難指示区域等

- ・平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む。）
- ・平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（特定避難勧奨地点を含む。）
- ・平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域
- ・平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等
- ・令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等
- ・令和4年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域
- ・令和5年度に指定が解除された特定復興再生拠点区域
- ・令和7年3月31日に指定が解除された帰還困難区域

※ 上位所得層

- ・国保…世帯に属する被保険者の基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯
- ・介護…被保険者個人の合計所得金額が633万円以上

附則

各条例の施行期日を令和7年4月1日とするもの。

(4) 第42号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

(石巻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例)

<改正理由>

「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第6条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件」が本年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正したものの。

<改正内容>

第9条の2

非常勤消防団員等に対する損害補償に係る介護補償の額について、次表のとおり改めるもの。

【介護補償の額（月額）】

区分		改正後	改正前
常時介護を要する場合	最高限度額	177,950円	177,950円
	親族等による介護を受けているときの最低保証額	<u>85,490円</u>	<u>81,290円</u>
随時介護を要する場合	最高限度額	88,980円	88,980円
	親族等による介護を受けているときの最低保証額	<u>42,700円</u>	<u>40,600円</u>

附則

第1項

施行期日を令和7年4月1日とするもの。

第2項

介護補償の額の経過措置について規定するもの。

## 2 予算議案（1件）

- (1) 第43号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて  
(令和6年度石巻市一般会計補正予算（専決第3号）)  
(令和6年度石巻市後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）)

## 3 条例外議案（2件）

- (1) 第44号議案 監査委員を選任するにつき同意を求めることについて  
(識見を有する者のうちから選任する者)

<理由>

識見を有する方のうちから選任する監査委員について、堀内賢市氏及び清水俊雄氏の任期が、本年5月25日をもって満了となることから、その後任者について慎重に選考していたが、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有する清水俊雄氏を引き続き、大塚智也氏を新たに選任したく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるもの。

- (2) 第45号議案 教育委員会委員を任命するにつき同意を求めることについて

<理由>

石巻市教育委員会委員（委員4名）のうち、梶谷美智子氏の任期が、本年5月25日をもって満了となることから、その後任者について慎重に選考していたが、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する梶谷美智子氏を引き続き任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意を求めるもの。

# 石巻市の令和6年度 3月31日付け専決補正予算の概要

## 1 各種会計補正予算総括表

(単位:千円)

会計区分	現計予算額 (A)	補正額 (B)	計 (A) + (B)
一般会計	83,560,695	325,376	83,886,071
特別会計	34,620,882	29,737	34,650,619
水産物地方卸売市場事業	372,017	0	372,017
国民健康保険事業	16,500,288	0	16,500,288
後期高齢者医療	2,233,844	29,737	2,263,581
介護保険事業	15,514,733	0	15,514,733
公営企業会計	20,093,756	0	20,093,756
病院事業	5,811,728	0	5,811,728
下水道事業	14,282,028	0	14,282,028
合計	138,275,333	355,113	138,630,446

## 2 一般会計の主な内容

今回の専決補正予算は、地方譲与税、各種交付金、地方交付税等の交付額確定に伴う予算整理のほか、各種事業費の確定に伴う国庫支出金、地方債等の財源調整を主体に行ったもの。

### 【歳入】

(単位:千円)

区分	現計予算額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)	
特 定 財 源	国庫支出金	16,887,341	6,235	16,893,576
	県支出金	4,618,011	0	4,618,011
	分担金及び負担金	464,077	0	464,077
	使用料及び手数料	1,322,379	0	1,322,379
	財産収入	394,224	0	394,224
	寄附金	1,817,579	233,976	2,051,555
	繰入金	3,631,891	▲ 51,005	3,580,886
	諸収入	1,952,227	156,747	2,108,974
	市債	3,298,900	▲ 91,700	3,207,200
一般財源	49,174,066	71,123	49,245,189	
計	83,560,695	325,376	83,886,071	

### ▶ <<一般財源内訳>>

[今回補正額]	71,123
財政調整基金繰入金	▲ 217,322
地方譲与税	▲ 28,711
各種交付金	430,355
地方交付税	▲ 116,624
寄附金	825
諸収入	2,600
[現計予算額]	49,174,066
市税	18,878,674
地方譲与税	803,739
各種交付金	4,699,195
地方交付税	19,855,520
使用料及び手数料	174,900
国庫支出金	1,734
県支出金	537
財産収入	396,441
寄附金	1
繰入金	3,104,225
繰越金	950,001
諸収入	163,899
市債	145,200

● 2款	地方譲与税	-----	▲ 28,711	24
	地方揮発油譲与税 ▲ 14,353	自動車重量譲与税 ▲ 19,553		
	森林環境譲与税 3,136	特別とん譲与税 2,059		
● 3款	利子割交付金	-----	1,252	32
● 4款	配当割交付金	-----	42,832	34
● 5款	株式等譲渡所得割交付金	-----	86,306	36
● 6款	法人事業税交付金	-----	32,596	38
● 7款	地方消費税交付金	-----	249,000	40
● 8款	自動車環境性能割交付金	-----	10,096	42
● 9款	地方特例交付金	-----	14,196	44
	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 14,196			
● 10款	地方交付税	-----	▲ 116,624	46
	特別交付税 ▲ 94,406	震災復興特別交付税 ▲ 22,218		
● 11款	交通安全対策特別交付金	-----	▲ 5,923	48
● 14款	国庫支出金	-----	6,235	50
	(1) 災害公営住宅家賃低廉化事業費補助金 14,663			
	(2) 東日本大震災特別家賃低減事業費補助金 43			
	(3) 学校施設環境改善交付金(小学校施設プール改築事業)(1/3) 2,111			
	(4) 学校施設環境改善交付金(中学校施設長寿命化改良事業)(1/3) ▲ 5,977			
	(5) 学校施設環境改善交付金(桃生武道館耐震化事業)(1/3) ▲ 4,605			
● 17款	寄附金	-----	234,801	52
	(1) 一般寄附金 825			
	(2) がんばる石巻応援寄附金 218,378			
	(3) 地方創生応援税制寄附金 11,300			
	(4) 震災伝承活動推進費寄附金 348			
	(5) 社会福祉費寄附金 1,038			
	(6) 小学校一般教材費寄附金 102			
	(7) 中学校一般教材費寄附金 40			
	(8) 観光費寄附金(いしのまき萬画WAON分) 470			
	(9) 道の駅「上品の郷」管理運営費寄附金 2,300			

● 18款 繰入金	-----	▲ 268,327	54
(1) 財政調整基金繰入金		▲ 217,322	
(2) 森林環境整備基金繰入金		▲ 52,036	
(3) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金繰入金		1,031	
● 20款 諸収入	-----	159,347	56
(1) 災害援護資金貸付金現年分収入(東日本大震災関係分)		125,365	
(2) 災害援護資金貸付金滞納繰越分収入(東日本大震災関係分)		33,982	
● 21款 市債	-----	▲ 91,700	58
(1) 公共施設解体事業債		▲ 8,300	
(2) 子ども医療対策債		▲ 7,400	
(3) 保育所施設整備事業債		▲ 4,000	
(4) 保育所施設解体事業債		▲ 2,300	
(5) 清掃施設解体事業債		▲ 1,800	
(6) 漁港海岸施設整備事業債		▲ 5,700	
(7) 観光施設整備事業債		▲ 100	
(8) 道路新設改良事業債		▲ 18,100	
(9) 流路改良事業債		▲ 1,900	
(10) 街路整備事業債		▲ 100	
(11) 公園整備事業債		▲ 200	
(12) 消防施設整備事業債		▲ 22,400	
(13) 小学校施設整備事業債		▲ 9,600	
(14) 中学校施設整備事業債		4,900	
(15) 幼稚園園児輸送事業債		7,400	
(16) 保健体育施設整備事業債		▲ 21,200	
(17) 歴史文化施設整備事業債		▲ 900	

【歳出】

千円 事項別  
ページ

注) 「財源振替」のみの事業は省略

● 2款 総務費

(1) 減債基金費（積立金）	-----	156,747	60
・ 災害援護資金貸付金収入に係る宮城県への償還分(令和7年9月償還)			
(2) がんばる石巻応援基金費（積立金）	-----	218,206	60
・ がんばる石巻応援寄附金（1月～3月寄附分）	218,206      12,954件		

● 6款 農林水産業費

(1) 森林環境整備事業費	-----	▲ 52,036	68
・ 事業費の確定に伴う予算整理			
森林環境整備業務委託料	▲ 52,036		
(2) 森林環境整備基金費(積立金)	-----	3,136	68
・ 森林環境譲与税の確定に伴う予算整理			

● 8款 土木費

(1) 市営住宅管理運営基金費(積立金)	-----	14,706	80
・ 災害公営住宅家賃低廉化事業及び特別家賃低減事業費補助金の追加交付に伴う積立金			
災害公営住宅家賃低廉化事業費補助金分	14,663		
東日本大震災特別家賃低減事業費補助金分	43		

● 12款 公債費

(1) 市債利子等支払費	-----	▲ 15,383	94
・ 確定に伴う予算整理			
一時借入金利子	▲ 15,383		

### 3 特別会計の主な内容

千円 事項別  
ページ

#### ● 後期高齢者医療特別会計

-----

29,737

105

歳入	29,737
(1) 後期高齢者医療保険料	29,741
(2) 諸収入（延滞金）	▲ 4
歳出	29,737
(1) 後期高齢者医療広域連合納付金	29,737

- ・ 保険料収入の増による予算整理

### 4 繰越明許費

【一般会計】（追加）

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
7 商工費	1 商工費	石ノ森萬画館改修事業	50,800
10 教育費	3 中学校費	蛇田中学校校舎改修事業	1,500